

令和7年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

令和7年6月16日（月）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第35号 古橋遊水池整備工事請負契約の変更について
- 日程第3 議案第36号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第37号 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第38号 瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第39号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第40号 令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第42号 瑞穂市教育委員会の委員の任命について
- 日程第9 議案第43号 財産（トイレカー）の取得について
- 日程第10 議案第44号 財産（小中学校電子黒板OS）の取得について
- 日程第11 議案第45号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第46号 令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	宮 川 頌 健	2番	横 田 真 澄
3番	北 村 彰 敏	4番	関 谷 英 樹
5番	今 井 充 子	6番	広 瀬 守 克
7番	藤 橋 直 樹	8番	若 原 達 夫
9番	鳥 居 佳 史	10番	関 谷 守 彦
11番	森 清 一	12番	馬 淵 ひろし
13番	今 木 啓一郎	14番	杉 原 克 巳
15番	棚 橋 敏 明	16番	庄 田 昭 人
17番	若 井 千 尋	18番	若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
教 育 長	服 部 照	企 画 部 長	矢 野 隆 博
総 務 部 長	石 田 博 文	市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	佐 藤 雅 人
健康福祉部長	佐 藤 彰 道	都 市 整 備 部 長	坂 野 嘉 治
都市整備部調整監	江 崎 哲 也	環 境 経 済 部 長	臼 井 敏 明
上下水道部長	工 藤 浩 昭	教 育 委 員 会 事 務 局 長	磯 部 基 宏
会 計 管 理 者	林 美 穂		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	村 上 裕 俊
--------	---------	-----	---------

開議の宣告

○議長（今木啓一郎君） 皆様、おはようございます。

また、本日は足元の悪い中、傍聴いただきましてありがとうございます。

では、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、本日は議案に対する総括質疑を行います。会議規則第55条第1項には、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されております。また、同条第3項では、議員は質疑に当たっては自己の意見を述べることができないとなっていますので、十分注意をして発言されますようお願いいたします。

日程第1 諸般の報告

○議長（今木啓一郎君） 日程第1、諸般の報告を行います。

2件報告します。

1件目は、お手元に配付しましたとおり、6月11日、若井千尋君から発議第7号事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書が提出され、受理しましたので、後日議題としたいと思います。

2件目は、本日、市長から議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命について、議案第43号財産（トイレカー）の取得について、議案第44号財産（小中学校電子黒板OS）の取得について、議案第45号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について及び議案第46号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）が提出され、受理しましたので、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第35号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第2、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言の順番については通告順により許可します。

8番 若原達夫君の発言を許します。

若原達夫君。

○8番（若原達夫君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議席番号 8 番、創緑会、若原達夫です。

議長より発言の許可をいただきましたので、総括質疑をさせていただきます。

議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更について質問させていただきます。

議案第35号の説明資料35－1の中の4の主な工事内容の変更の説明の中で、交通管理費と矢板護岸工事は減額となり、物価高騰対策の鋼矢板の価格上昇対応がプラスになり、全体として減額の工事請負契約の変更になると説明がございました。

その中で、建築材料の鋼矢板の高騰についてになります。そもそも、この当初の請負契約の鋼矢板の金額は幾らであったのか。また、物価高騰により何％上昇し、変更後の請負契約は幾らになったのか、お尋ねしたいと思います。

以下、自席にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 御質問ありがとうございます。

質問いただきました建設材料の高騰についてとか、鋼矢板の金額についてお答えさせていただきます。

当初の工事請負契約での鋼矢板の金額は約6,338万円で、物価高騰による上昇率は約16％でした。この物価変動に伴う請負代金額の変更については、契約約款にあるとおり、請負代金額の1％は受注者の負担となり、発注者の市が負担するのは、工事材料の変更額から請負代金額の1％を差し引いた金額となります。これを適用した工事請負契約変更での鋼矢板の金額は約7,021万円で、約683万円の増額となります。以上となります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） ありがとうございます。

それでは、予算とは異なりますが、古橋遊水池の機能についてお尋ねしたいと思います。

この施設の完成と運用開始時期はいつになるのか、またこの施設によりどの地域の内水氾濫がカバーできると予想してみえるのか、また、どの程度の雨の量に対してどの程度の時間が対応できるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 古橋遊水池の機能についてお答えいたします。

古橋遊水池については、6月より試験運用を開始しております。現在はゲートやポンプなどの機械設備の調整やフェンス等の施設整備、周辺道路の整備などを行っており、8月中旬の完成に向けて工事を進めております。

この施設は、古橋地区にある中用水沿いから西側の市街化区域内エリアにおいて、5年に1回程度発生する規模の大雨が降った場合の約26分間の雨水を調整することが可能となり、道路

冠水被害の低減や下流域の河川への負担軽減につながるようになります。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） あわせてお尋ねしますが、遊水池をまたぐ道路についても完成時期は同じと考えてよろしいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 遊水池の中の道路につきましても、8月に完成する予定です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 若原達夫君。

○8番（若原達夫君） あと、この施設にたまった雨水についてですが、どこにどのように排水されていくのか、お尋ねしたいと思います。

また、併せて平常時にはこの池に水がたまった状態になるのか、空の状態になるのか、併せてお答え願えるとありがたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 施設にたまった雨水はどこに排水されるかという御質問ですけれども、天候が回復し、遊水池に隣接する既存水路の水位が低下したときに、貯留された水を排水ポンプにより自動で水路へ排水される構造となっております。

晴天が続くときですけれども、調整池の中については、雨水というか、水はたまらないというような構造でございます。以上となります。

○議長（今木啓一郎君） では、8番 若原達夫君の質疑を終わります。

引き続き発言の通告がありましたので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 皆様、改めまして、おはようございます。

議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第35号古橋遊水池整備工事請負契約の変更について質問をさせていただきます。

今回の契約変更により、交通誘導員の削減や長尺鋼矢板の直接搬入が可能となったことで、約2,370万円のコスト削減が実現しました。限られた財源の中で工夫を重ねた結果として、大いに評価されるものと受け止めております。

つきましては、こうした削減に至るまでに、市と業者との間でどのような協議や調整が行われたのか、その経緯をお伺いいたします。

以下の質問については自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 御質問ありがとうございます。

市と業者との間でどのような協議や調整が行われていたのかという御質問ですが、受注者は工事請負契約締結後に市と設計内容等に関する工事着手前協議を行い、その協議結果を踏まえて、工事を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出することとなっています。

この施工計画書では、現場状況を調査し、工程や品質管理、安全管理、施工方法などを現場の状況や条件に合わせた計画が立てられます。その際に施工業者から技術的な提案などがある場合には、経済性、安全性、効率性等を検討した上で計画へと反映していきます。

また、工事施工中の工事打合せ等のときにも、施工業者からの提案があれば、その都度双方での協議を行い、お互いに合意をした上で必要に応じて施工計画書を変更し、工事を進めております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

次の質問です。

このように一定のコスト削減が実現したことを踏まえ、同一契約内の他の仕様や施工内容についても同様の見直しによって、さらなる減額の可能性がなかったか、市として再点検や検討を行ったのか、お伺いします。

あわせて、今後の公共工事全体においても、必要に応じて設計や仕様の再検討を行い、コストの適正化を図る考えがあるか、市の見解をお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） お答えします。

工事を実施していく際には、施工中においても施工業者と施工内容に関する確認、調整を随時行い、現場状況の変化や技術提案などが示された変更が必要となった場合には、コスト削減を含めて内容を十分に精査した上で、工事請負契約の変更の手続を行っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 以上で、3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 15番 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ただいま議長から質問の許可をいただきましたので、質問させていた

だきます。棚橋敏明と申します。

先ほど若原議員の質問に対しまして、部長のほうから、天候によって川下へ流すというふう
に取られるような御回答いただいたんですが、その川は宝江川なのか、もしくはそうじゃない
川なのか、そのことについてまずお答えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 坂野都市整備部長。

○都市整備部長（坂野嘉治君） 御質問ありがとうございます。

今回排水する水路ですけれども、宝江川の上流の市の管理水路という形になります。排水先
が下流域は宝江川という形になりますので、よろしくお願いいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） ということは、最終的には宝江川、そして宝江の排水機から犀川遊水
地場に出すということじゃないかなと思いますが、ただ宝江川へ達するまでにマンポを通るわ
けなんです、非常にやっぱり流路が狭いということで、これの計画の当初は、ここにたまった
水を国交省の一日市場、あそこにありますポンプを使って揖斐川に流すという計画もあった
はずなんです、そのことは今もう立ち消えになったのかどうなのか教えてくださいませ。

○議長（今木啓一郎君） 梶浦副市長。

○副市長（梶浦 要君） 今の計画は、もしそれ以上の雨が、想定以上の雨が降った場合におい
ては、市のほうへ、本部のほうへ、県からリエゾンの方が見えまして、その方を通じて揖斐川
沿いのポンプ車を配置していただくように、計画は今でもそれは持っております。以上でござ
います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君。

○15番（棚橋敏明君） 1つだけちょっと心配なのは、非常にやはり宝江川に流す場合、非常
に流路が狭い、特に東海道線、津島国道21号線、ここを通り抜けなきゃいけない、この部分の
問題と、それと同時に、ふだんは宝江川は本当に水が少ないです。からからの状態に近いとき
も当然ございます。それだけに安八町としては非常にデリケートな考え方をお持ちのはずです。

そのことにつきまして、安八町のほうはある程度御了解をいただいているのか、そういった
こともお答えできる範囲で結構ですので、安八町のほうへの通達、そして御理解、そういった
ことがどのようになっているのか、お教えいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 江崎都市整備部調整監。

○都市整備部調整監（江崎哲也君） おはようございます。

今いただきました宝江川、安八町側との調整というところでございますけれども、通常時は
水がないというところでお話をいただきましたけれども、この時期になりますと用水としての

機能がありますので、ゲート等で操作をされて水をためられるという時期もございます。このゲートの操作というところも併せまして、安八町側とは連絡を取りながら、連携を図りながら、適正に宝江川、最終的には宝江川の排水機場のほうまで水が流れていくような形で取り組んでいるところでございますので、御理解のほう、よろしくお願いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 棚橋敏明君に申します。

御質問の内容が議案の請負契約の変更についてから少し離れておりますので、もし今後続けられるのであれば、その旨御理解いただきますように。

よろしいですか。

○15番（棚橋敏明君） はい、結構です。

○議長（今木啓一郎君） では、ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第36号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第3、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

3番 北村彰敏君の発言を許します。

北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第36号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

今回の報酬改定により、例えば投票所の投票管理者や立会人については日額での報酬が定められておりますが、これを実際の勤務時間で時給換算した場合、それぞれどの程度の金額になるのか、また、その水準は現在の岐阜県最低賃金と比較してどうか、市の認識をお伺いいたします。

以下の質問については、自席でさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） では、北村議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員も御存じだと思いますが、投票管理者や投票立会人などの職は、議員の皆様や市長などと同様に、地方公務員法に規定される特別職であり、公職選挙法では各選挙ごとに置かなけれ

ばならない大切な職でございます。選挙では、投票所の投票管理者及び投票立会人の皆様には、午前7時から午後8時まで、期日前の投票管理者及び投票立会人の皆様には、午前8時30分から午後8時まで従事していただいております。

特別職の方々の報酬を最低賃金と比較するということはいかななものかと個人的には思いますが、北村議員の御質問にお答えいたしますと、食事や休憩の1時間を除くと、当日投票所は12時間、期日前投票所は10時間30分となり、今回改正する報酬額をこの時間で割ると1時間当たり当日投票所は投票管理者1,208円、投票立会人が1,033円、期日前投票所は投票管理者1,219円、投票立会人は1,038円となり、現在の岐阜県の最低賃金は1,001円ですので、これよりは高くなっております。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。調べていただきありがとうございます。

次の質問です。

改定後の報酬額について、最低賃金との比較だけでなく、実際の勤務実態や従事者の声、市民感覚とも照らして妥当な水準であると考えているかどうか、市の御認識をお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 今回の条例改正における投票管理者、投票立会人、選挙長、開票管理者、開票立会人及び選挙立会人は、全て公職選挙法上、投票所における投票の執行、開票所又は選挙会における開票事務、選挙会事務の執行のために設置が義務づけられているものでございます。

また、それぞれの職に必要な人数や所属政党の制限も定められております。市選挙管理委員会において従事を依頼する投票管理者や投票立会人の方は、選挙管理委員会の委員や補助員のほか、民生委員の方を中心に従事をお願いしています。実際に事務のお願いをする際に皆様の御意見を伺うことがあります。その際には報酬額と比較してということではなくて、やはり従事時間が長いという御意見をいただきます。

一方で、選挙事務は民主主義の根幹であるので協力すべきという御意見もいただきます。投票所は、先ほども申し上げましたが、当日の場合、午前7時から午後8時まで、開票所については選挙日当日の開票が通例であるため、必然的に夜遅くなります。

さきの投票管理者や投票立会人をお世話になる方からの御意見を総合すると、報酬というよりも従事時間が長いと感じる一方で、民主主義の基本である以上、社会のために協力すべきという責任感を持って御協力をいただいていると感じます。

今回の条例改正は、最近の物価高騰の物価の変動等を考慮し、選挙時の円滑な執行を図るための国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴いまして、報酬額を全国同水

準に引き上げるもので、妥当な水準であると考えerかどうかという市の認識についての御質問ではございますが、一地方自治体が、国が法律で定める水準についてどうこう言うのもいかなものとは思いますが、恐らく岐阜県の水準としては妥当ではないかというふうに考えております。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。ありがとうございます。

今、民生委員の方を募集かけてという話でしたけれど、この人員というのは毎回ちゃんと集まりますか。足りないといったのはありませんでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 御協力いただける方ですが、お一方に何回も、次回、今度の参議院議員の通常選挙ですと、多い方で3回ぐらいお願いをして従事していただいている状況でございます。

ですが、本当に皆さん協力的に従事を了承していただけます。本当にありがたいことだというふうに思っております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第37号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第4、議案第37号瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第38号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 改めまして、日程第5、議案第38号瑞穂市給水条例及び瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第39号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第6、議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

10番 関谷守彦君の発言を許します。

関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） 皆さん、改めまして、おはようございます。

議席番号10番、日本共産党の関谷守彦です。

議案第39号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について質問をさせていただきます。

款2総務費、項6監査委員費において271万4,000円が減額されております。その原因としては、監査委員事務局にこれまで勤めてこられました会計年度任用職員の方を別の部署に異動させるためというふうな説明がありました。

これにつきまして、その職員の方を異動させた理由についてお答えいただければと思います。以上です。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） それでは、関谷議員の御質問にお答えさせていただきます。

市長の専権事項であります人事に関する御質問でございますので、個人情報に関わる部分などについてはお答えできませんので、御了承をいただきたいと思います。

会計年度任用職員は、その職の必要に応じて勤務をしていただいております。今回の異動を考える上で、その職の必要性和その方にとって働きやすい環境で能力を発揮することができることを大切に考え、配属先を検討し、異動をしていただきました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） はい、分かりました。

要は、御本人さんの働きやすい環境の場所を選んだという御説明だったと思います。

ではこの場合に、今回、議会事務局に会計年度任用職員の方が1名配属されておりますけれども、監査委員事務局とそれぞれに1名ずつ任用職員の方を配置するという、そういった選択肢は考えはなかったか、検討されたか、そこら辺についてだけ若干お尋ねしたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 先ほども少し申し上げさせていただいたんですが、個人情報を含む部分がございますので、答弁については控えさせていただきたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 関谷守彦君。

○10番（関谷守彦君） すみません、ちょっと質問のあれが分かりにくかったかもしれませんが、要は会計年度任用職員をそれぞれの事務局に1名ずつ合わせて2名にするというふうなことは検討されたかどうかという質問です。

それは個人情報とはちょっと違うような気がしますので、よろしくお願いします。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 失礼いたしました。

先ほども申し上げましたが、その部署に本当にその職が必要であるというふうに判断した場合に、会計年度任用職員の任用をいたします。ですので、今回配置してあるところは会計年度任用職員が必要であると、職務として必要であるという判断の下に任用をしております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） 10番 関谷守彦君の質疑を終わります。

以上で発言通告書による質疑は終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第7 議案第40号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） 日程第7、議案第40号令和7年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 8 議案第42号から日程第12 議案第46号までについて（提案説明）

○議長（今木啓一郎君） 日程第 8、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてから日程第12、議案第46号令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

これら 5 議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、5 件の追加議案の提案について説明をさせていただきます。

まず、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についてであります。

教育委員会の委員 加木屋加緒里氏の任期が令和 7 年 7 月 4 日に満了となることから、新たに、曾我部樹里氏を委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第43号財産（トイレカー）の取得についてであります。

トイレカーの取得に当たり、エヌディーリース・システム株式会社に対し、随意契約による見積徴収を実施したので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第44号財産（小中学校電子黒板 O S）の取得についてであります。

小中学校電子黒板 O S の取得に当たり、一般競争入札を実施したところ、株式会社中日 A V システムが落札したので、契約を締結することについて、地方自治法第96条第 1 項第 8 号及び瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第45号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律及び人事院規則10－11の一部を改正する人事院規則の公布により、部分休業制度を変更し、妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認の制度等を設けるため、市関係条例の改正を行うものであります。

議案第46号令和 7 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 3 号）であります。

地方自治法第218条第 1 項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,844万6,000円を追加し、総額243億8,608万5,000円とし、補正するものであります。

令和7年5月28日に物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として、当市に2,119万9,000円の交付決定がされました。限られた財源の中で、できるだけ効果の高い施策として、スピード感を持って庁内で協議、検討した結果、お米の高騰など食料品価格の物価高騰の影響を一番受けている子育て世帯への支援を行うため、子供たちへの給食費の支援に充てることになりました。

歳出の主なものは教育費で、給食センター費の賄材料代を1,819万6,000円増額しました。歳入の主なものは、国庫支出金、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を2,119万9,000円、ふるさと応援基金繰入金を2,671万4,000円増額し、諸収入の保育所給食費等負担金を502万円、中学校給食費負担金を924万3,000円、小学校給食費負担金を1,454万7,000円、幼稚園給食費負担金を65万7,000円減額するものであります。

以上、5件の追加議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（今木啓一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前9時43分

再開 午前10時50分

○議長（今木啓一郎君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第42号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となります議案のうち、議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

議案第42号について（質疑・討論・採決）

○議長（今木啓一郎君） これより、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 12番 馬淵ひろし君。

○12番（馬淵ひろし君） 議席番号12番 馬淵ひろしでございます。

ただいま議題となっております議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命について御質問をさせていただきます。

今回は、これまで務めていただきました加木屋氏から曾我部氏に代わっていただくという議

案の説明を受けております。

私自身、この曾我部さんという方にはお会いしたことがないわけですが、この頂いた資料の中の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条には、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというふうにされております。

この方の、新しく選任したいという提案のあった曾我部氏の人格が高潔で教育行政に明るいという部分について面談をされたりしたというふうに聞いておりますけれども、どのような方なのか、市民の方にも知っていただきたいという思いで御質問をさせていただきます。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 私は御本人と面談をさせていただきました。お話をさせていただいて、実際に今子育てをしてみえる方で、これまでの御経験で例えば保育施設の一時預かりを利用されたときに、こういった点で非常に有効であったといったような御意見もいただいております。教育行政に関して、実際の保護者のお立場から様々な御意見がいただけるのではないかなということも感じております。

あとお話をさせていただいて、非常に教育に対する識見も高く、品格もあり、ほかの方の意見も取り入れながら柔軟に物事を考えられる方だなということをお話を通して感じさせていただきました。まさに保護者のお立場での教育委員の方として、そういった視点から教育委員会の中で適切な御意見お聞きすることができる方だというふうに感じております。以上でございます。

○議長（今木啓一郎君） では、ほかに質疑のある方。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 3番 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 議席番号3番、日本維新の会、北村彰敏です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命について質問をさせていただきます。

今回の候補者選定に当たって、市はどのような基準、方針で選考を行ったのか、その経緯と理由をお伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 教育委員につきましては、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の5に、委員の年齢とか性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員である中に保護者が含まれるようにしなければならないという、そういうことがございます。現在、保護者代表の方が今度任期満了になるんですが、ほかには保育園長を務める自治会長さんとか、大学の教授といったような方でございますので、18歳未満の保護者で

あり、なおかつ女性の方で年齢的にも今までもいる方とは少し違った方をというような、そんな視点で人選を検討させていただきました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項には、年齢、性別、職業の偏りのない構成や保護者の登用に配慮するよう求められておりますが、今回の任命により、現教育委員の構成はどのように変わるのか、またバランスの観点で問題はないのか、お伺いいたします。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 結論としては、バランスの変更はありません。今やっただいていの方が保護者代表で、女性の方で50代の方でございますので、新しく入った方、女性で40代ということでございますので、変更は特にございません。バランスが取れた教育委員のメンバー構成になると考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 北村彰敏君。

○3番（北村彰敏君） 分かりました。

議会として賛否を判断するに当たり、執行部から人格や識見があると言われましても、なかなかこちらとしても判断が難しいと思います。何か改善策とか、例えば御本人を呼んでお話を聞くとか、そういったことは難しいでしょうか。

○議長（今木啓一郎君） 石田総務部長。

○総務部長（石田博文君） 議場または全協などにその人の所信表明を聞くということにつきましては、特に取決めはございません。法律上決まっておりますが、ただ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第5項では、地方公共団体の長は、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち保護者である者を含まなければならないということで、この法律からいくと、選任の候補者につきましては市長がということになっておりますので、その辺を御理解いただいて、市のほうから、もちろん人選のほうは慎重にいろいろな情報を入手しながら、適任者を選んでいきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（今木啓一郎君） では、ほかにございますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） 議席番号9番、市民の会、鳥居佳史です。

議案第42号瑞穂市教育委員会の委員の任命について質問をします。

先ほど馬淵議員の質問に対して、服部教育長が深い見識を持つ人だというお答えをされました。深い見識、服部教育長はどの部分が深い見識をお持ちだというふうに認識されたのか、紹介していただきたいと思います。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 先ほど少し御自身の経験の保育所の一時預かりを御利用された際の意見等も触れさせていただいたんですけれども、保護者の利用のニーズに合った対応をしていただいてとてもよかったというような御意見もいただいています。それからPTAの役員もされていく中で、学校の教育に対する理解もいただきながら、PTAとしてやれること、協力できることをさせていただいたというようなことで、そういったような内容をお話を聞かせていただいて、私自身は今後のいろんな様々な視点から、保護者のお立場で教育行政に関して御経験も踏まえながら御意見をいただけるものと感じておりますので、そういった意味で見識ある方だなというふうに認識をしました。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（今木啓一郎君） 鳥居佳史君。

○9番（鳥居佳史君） この方は、ある方からの推薦で上がってきたというふうに受け止めているんですけれども、その今の面接のやり取りで、経験の中で、今見識について紹介いただきましたけれども、その方のこれからの教育についての御意見とかは伺うことができましたですか。

○議長（今木啓一郎君） 服部教育長。

○教育長（服部 照君） 実際には、これからこうしてほしいというような、そういった部分についての話合いは具体的にはできませんでしたが、実際に定例会の中で執行部側がいろんな提案をさせていただくと思うんですけれども、私自身はそういった中で、実際に子育てをしてみえる方でございますので、そのお立場でそういった視点から様々な御意見をいただけるものと感じております。

○議長（今木啓一郎君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。

採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対のボタンを押していただくようお願いします。

これから議案第42号を採決します。

瑞穂市教育委員会の委員に、曾我部樹里君を任命することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（今木啓一郎君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号は同意することに決定しました。

議案第43号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） これから、議案第43号財産（トイレカー）の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第44号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） これから、議案第44号財産（小中学校電子黒板O S）の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君） これから、議案第45号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び瑞穂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号について（質疑）

○議長（今木啓一郎君）　これから、議案第46号令和7年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（今木啓一郎君）　質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第35号から議案第40号まで並びに議案第43号から議案第46号までについて（委員会付託）

○議長（今木啓一郎君）　議案第35号から議案第40号、議案第43号から議案第46号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

散会の宣告

○議長（今木啓一郎君）　以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

散会　午前11時08分

